

岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨等)

第1条 この要綱は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、実施要綱第2の2（2）に定める地域農業再生協議会（以下「事業主体」という。）に交付する岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、その交付に関しては、実施要綱及びこの交付要綱に定めるもののほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12園産第194号）
- (3) 愛知県補助金等交付規則（昭和55年3月26日愛知県規則第8号）
- (4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）

(交付の対象及び補助率)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、次項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として、市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 事業名、補助金の種類、補助対象経費及び補助率は次のとおりとする。

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助率
岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業	岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金	実施要綱第3の1（2）及び2に基づいて行う事業に要する経費	定額

(申請手続)

第3条 事業主体は、交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第4条 申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、第3条に規定する補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2）により事業主体に通知するものとする。

(交付決定前着手)

第6条 事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、事業主体

は交付決定前着手届（様式第3）により市長に届け出るものとする。

（交付決定内容の変更、中止又は廃止の承認）

第7条 事業主体は、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第8の規定に準じて市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ経費の配分及び事業内容の変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第4）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（概算払の請求）

第8条 事業主体は、第5条による交付決定通知をもとに補助金の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第5）を市長に提出するものとする。

（事業遅延の届出）

第9条 事業主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（遂行状況の報告）

第10条 事業主体は、補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第6）を作成し、当該年度の10月31日までに市長に提出しなければならない。

ただし、第8条に規定する概算払請求書をもってこれに代えることができる。

（実績報告）

第11条 事業主体が行う実績報告は、実績報告書（様式第7）により、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 事業主体から実績報告の提出を受けた場合には、報告書等の書類を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告書を受領した日から15日以内に補助金の額の確定通知（様式第8）を事業主体に通知するものとする。

（補助金の経理及び帳簿等の保管）

第13条 事業主体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

交付申請書

（岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金）

番 号
年 月 日

岩 倉 市 長 殿

岩倉市地域農業再生協議会会長

下記のとおり事業を実施したいので、岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請金額 金 円

2 添付書類

岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業における補助対象経費内訳

岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業における補助対象経費内訳

岩倉市地域農業再生協議会

区 分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備 考
			千円	

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入してください。

注2：実施要綱第3の2の集落営農の法人化支援を交付する場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を、事業に要する経費欄にはその必要額を記載してください。

様式第2（第5条関係）

交付決定通知書
（岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金）

番 号
年 月 日

岩倉市地域農業再生協議会会長 殿

岩倉市長 印

年 月 日付け 第 号で交付申請のありました岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金につきましては、岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 3 この補助事業の実施にあたっては、関係法令、経営所得安定対策等実施要綱、経営所得安定対策等推進事業実施要綱、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱、愛知県補助金等交付規則及び園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱、岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第3（第6条関係）

交付決定前着手届
(岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

岩倉市長殿

岩倉市地域農業再生協議会会長

年 月 日付け 第 号で認定を受けた推進活動計画に基づく別記事業について、岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別記

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

様式第4（第7条関係）

経費の配分及び事業内容の変更（中止又は廃止）承認申請書
（岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金）

番 号
年 月 日

岩倉市長殿

岩倉市地域農業再生協議会会長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった
年度岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業について、下記のとおり変更
（中止又は廃止）したいので、岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金
交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

※変更の場合

添付書類

岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業における補助対象経費内訳
変更箇所を容易に参照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、
変更前（中止又は廃止前）を上段に括弧書きしてください。

※中止又は廃止の場合

中止又は廃止する理由を記載してください。

様式第5（第8条関係）

概算払請求書
(岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

岩倉市長殿

岩倉市地域農業再生協議会会長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった
年度岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業について、岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき概算払の請求をしたいので、下記により補助金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

交付決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B)+(C))		備 考
	金 額	出来高	金 額	月 日 まで予定 出来高	金 額	月 日 まで予定 出来高	
円	円	%	円	%	円	%	

振込先

金融機関名
預金の種類
口座番号
口座名義

様式第6（第10条関係）

遂行状況報告書
（年度岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金）

番 号
年 月 日

岩倉市長殿

岩倉市地域農業再生協議会会長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった
年度岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業について、岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況 (年9月30日)		年10月1日以降に 実施するもの		備考
	事業費	進捗状況	事業費	完了予定日	
円	円	%	円		

様式第7（第11条関係）

実績報告書
（岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金）

番 号
年 月 日

岩倉市長殿

岩倉市地域農業再生協議会会長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった
年度岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業について、下記のとおり実施
したので、岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第11条の
規定により、その実績を報告します。

（なお、併せて精算額として岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金
円の交付を請求します。）

記

1 実績報告額 金 円

2 添付書類

岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業における補助対象経費内訳

軽微な変更があった場合においては、変更箇所を容易に参照できるよう変更
に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を上段に括弧書きしてください。

実績報告と併せて精算払を請求する場合は括弧書きを追加してください。

様式第8（第12条関係）

補助金の額の確定通知
（岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金）

番 号
年 月 日

岩倉市地域農業再生協議会会長 殿

岩倉市長 印

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度岩倉市水田
農業経営所得安定対策推進事業費補助金の実績報告書を審査した結果、 年
月 日付け 第 号により交付決定した補助金 円については、
岩倉市水田農業経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により
金 円に確定したので通知します。